

第十三回 参議院電気通信委員会會議録第三十六号

(一〇八四)

昭和二十七年六月十日(火曜日)午前十一時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君
理事 山田 節男君
委員 大島 定吉君
新谷寅三郎君
小笠原三男君
稲垣平太郎君
水橋 藤作君
井手 光治君

衆議院議員
政府委員

電波監理委員 網島 毅君
電波監理委員 網島 毅君
法規経済部長 野村 義男君

本日の会議に付した事件

○放送法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○日本電信電話公社法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話公社法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木恭一君) 只今より委員会を開会いたします。

放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はございせんか。

○小笠原三男君 討論に先立つて念のため二点だけ電波監理委員長に伺つておきたいと思ひます。一つは全く形式的なこととてございすが、この改正案文である標準放送の標準を削除し

たということ、NHKがテレビ放送が実施される段階においては受信料を取る途を開くということ、これはただ単に解釈、その法文から来る解釈として、そういう解釈を与えるだけにどまるものかというのを伺ひたい。なぜそれを伺うかと申しますと、仮に放送法を改正した場合に、次にNHKにテレビ放送を許さないという次第になつた場合に、又標準の文字を入れる改正が必要であるかどうか、こういう問題から念のために伺つておきたいのであります。

○政府委員(網島毅君) お答えいたします。今度の改正に際しまして提案されたかたの御意見を伺ひますと、これは全く電波監理委員会の審査を容易ならしめるための改正であつて、これによつて直接電波監理委員会の行政措置といひますか、許可認可の問題についてそれを左右するような意図を持つておられないのだという御趣旨でありますので、そういう御趣旨であります。全く公正な立場で行政措置をやつて行きたいと考へます。従ひまして将来電波監理委員会がNHKはテレビジョン放送をまだやるのが早い、これは別な観点から当分やらないほうがよいという結論を出しました場合に更にこの法律改正を元に戻すような措置が要るかどうかという御質問に對しましては、私はその措置は要らないと考へます。

○小笠原三男君 續いて伺ひます

が、仮にNHKにテレビ放送を許可するということになり、また場合には、本改正があつても、その他改正なり或いは附加した放送法の改正が当然国会に提出されると了解してよろしうございせんか。

○政府委員(網島毅君) その点に關しましては、目下委員会よりより協議中でございます。また結論は出ておりませんが、現在の私の考へ方としては、他にも改正する部分がある、改正するほうがよいと思はれる部分がある、うに思はれますので、当然日本放送協会のテレビジョン許可に當りましては、政府からも放送法の改正が出るかも知れないということを御了承願ひたいと思ひます。

○小笠原三男君 よくわかりました。二番目の質問でございますが、昨日私質問しました場合に、委員長は重ねて二度今回の法を通すという事は、何ら公正な我々の判定に示唆を与えるものではないというように了承されたと、但しこの法が通過するという事は国会の意思として、仮にNHKがテレビ放送をするという場合には、料金を徴収してやるのだという決定がなされたという事になるという御答弁の趣旨は、いわゆる二百円なら二百円の今の申請を許可するに當つてそれを條件とし、その財政基礎の上に立つて許すというように、電波監理委員会は拘束されて判定を下さなければならぬのか。そうではなくてこの法が通過

て仮に料金を取り得ることの途を開いておつても、電波監理委員会としてNHKにさせるという決定に當つては、適正なる料金について自主的な判断を下す、又経営の規模等についても十分判断を下して、こうあるほうが望ましいということ、各種の自由なる意見を以て国会の承認を、いわゆる收支予算なり事業計画等において求める自由が電波監理委員会として保持されるかどうか。この点お伺ひいたします。

○政府委員(網島毅君) 昨日もお話申し上げましたように、今度の改正によりまして少くとも国会におきましては日本放送協会がテレビジョン放送をやる場合には、これは應視料で行くのだという方針を示されたものと私どもは解釈しております。従ひまして申請の審査に當りましては、その方針に則つて審査するわけであります。仮にNHKから二百円或は三百円というところで申請が出て参りました、私どもが審査いたしました、それじや少し高すぎる、或いはそこまで取られなくても、テレビジョンの経営が成立つじやないか、或いは逆の場合もあるかも知れませんが、そういうような両方考えまして、或いは事前にNHKと打合せて申請書を書き直してもらふ。申請書と申しますか、その收支予算書を書き直してもらふということもあるかも知れませんし、又電波監理委員会が独自の判断で、それに対する意見を附しまして、国会に對してこの料金は適當である。こうすべきだという意見を附して

国会に出すことがあるかも知れないというふうに了解して頂きたいと思ひます。

○小笠原三男君 重ねてお伺ひいたしますが、そうするとこの法案が通過の際、仮にNHKにテレビをやらせるという場合には應視料以外ではやられないというふうに範圍がもうすでに限定されてしまふという結果になりますか。

○政府委員(網島毅君) 私どもはそこまで窮屈には考へておりません。国会は原則として應視料でやるべきであるという趣旨を示されたと思ひますので、第一義的には私どもはその趣旨でやります。どうしてその應視料のみによらずほかの方法も考へたほうがよいのであります。例えば仮に申上げますならば、政府の補助金というやうなことも考へたほうがよいということであり、そういう意見を附してお出する、或いは又それに必要なる法律改正を国会へ提出するということも考へても差支ないと思ひます。

○小笠原三男君 重ねて伺ひます。が、それならばこの法案を通す意図は、書類上不備なる点を完備するといふやうな意図だけに限つて、審査の段階までの必要としてこの法を通過するのであつて、その後につけて来る経営上のあらゆる諸問題については、電波監理委員会の行政監督或いは国会における批判の自由は保持されるものであ

る、それまでの段階の必要な手続としてだけこれが認められるものだという事になりますならば、電波監理委員会は何ら精神的にも法律的にも判定に對して影響は受けない、自由に公正な判断が下せる、こういうふうに了解してよろしいございますか。

○政府委員(網島鏡君) 只今までの提出者のかたへのお話を伺いますと、電波監理委員会の行政措置に対してどうのこうのと言ひ意思是持つておられるということでございますので、私もどもは只今の御発言の通り解釈しております。

○小笠原二三男君　すっかりわかつたやうな気がしますが、念のために、そうしますと、料金問題等についても何やらこれによつて拘束されない。自由になつた。實際上の問題になつた場合には電波監理委員会独自の見解の表明ができる、こう考へてよろしいごさいますか。

○政府委員(網島親蔵) 料金の額につきましては、これはこの法律で定まるものではございませんで、別途御承認を得る收支予算その他で以てきまることになりますので、全くお話の通りに私も考えております。ただ全くフリーにという御質問でございますが、電波監理委員会がNHKの申請を審査いたしまして、これは受信料ではやらないのだ、全く別な方法でやるのだということまで進み得るかどうか、これは私自身疑問に思っております。国会としては一応受信料というものを考えるのだ、取らせるのだという意思を御決定された。若しもこの法律が通過いたしますれば、そういう御意思がはつきりしたことになりますので、それをすぐ政府におきましてひっくり返すような

法律改正が提案できるかどうか、これは私自身も疑問に思つております。

これは法律上は恐らくできないことはないことになると思いますが、併し實際問題としてはこれは相當むづかしいのじやないかということを考えております。

○小笠原二三男君　そうなればちよつと私の疑問に思う点に触れて来るので、この法案を出しておる意圖は放送協會が他の団体、民間団体と同じ立場で審査の申請をしておる。その審査の申請の條件が、書類が整わない点を補うだけだ、こういう意味で出されてお

伺つておきたい。私どもの意図はそこにあるのだ、国会の意図はそこにあるのだという意思が表明されたならば、それによつて電波監理委員会はできないものだらうか、自由に。そういうことを伺つておきたい。

○政府委員(網島毅君) 若し国会におきまして、年度の改正は一応その審査の材料として受信料というものを考えたのだ、併し政府において又はかの蠲点から考えた場合に、若しも受信料でなしにはかの方法でやつたほうがよいと考える場合には、必ずしも受信料でやらなくてもよいという御趣旨がはつ

きりするならば、私どもはそういう考
え方をいたしますが、併し少くともそ
ういうことなしにこの放送法の改正が
大多数を以て国会を通過いたしました
ならば、やはり私どもは第一義的にこ
の経営の基礎は受信料で行くのだとい
う方針が明示されたものと思ひますの
で、私どもは受信料でやらないのだと
いうこの政策は非常にとりにくと思
ひます。なぜかと申しますならば、
仮にそういうことを考えまして法律改
正を提案いたしましたも、私どもは実
際的にはそういう法律改正は国会を通
過しないだろうということを先ず考え
なければいかんと思ひます。従いまし
て法律的にはそういうことを提案をす
ることはこれはできないというように
窮屈には考えませんが、實際問題とし
ては非常に困難な問題だと私どもは考
えております。

るというような形になることは、昨日からの考え方から言つてこれは少々問題が残るのじやないかと思うのですが、再三申上げますが、私はこれ以上の粉砕させようとは思わない。何か具體的な意見なり何かでこれの調整がつくような途が開けるような方法をとつて頂くことを私は望みますが、御相談願います。

○委員長（鈴木恭一君）　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長（鈴木恭一君） 速記を始め
て。

の通り」と呼ぶ者あり」ところが、今の小笠原委員の質問に対する網島委員長の御返答は、これによつて経営団体にもまで公共放送にしろくちやならんかのごとく、狗東を受けるような御返答のごつたのですが、そういう見解は、これはもう網島委員長としてこの改正案に対するあなたの御意見は、そういうように解釈されておるので間違ないのかどうか、もう一遍一つ確認しておきたい。

○政府委員(網島毅電) 私は決してそういう意味で申し上げておりません。経営形態と全然無関係であります、私が

○山田節男 今の小笠原委員に對する網島委員長の御答弁ですが、私は、これはもう先日來橋本議員並びに井手議員から非常に懇切な提案の趣旨の御説明を聞いて、又プリンにしようとする放送法一部改正法案の提案の理由を見ても、これはただ經營形態で民間放送が公共放送か、これは全然きまつていない。この放送法の改正提案理由書に書いてありますように、民間テレビジョンの放送会社の申請も出てお

る。NHKも出しておる。ところが、NHKはこの放送法によつて、例の三十二條の一項によつて標準の、これはもう明らかにラジオの放送だけれども認めていない。そこで審査する場合に、民間放送の申請も、日本放送協会の申請も、同じコンディションで、ただ公共放送にするか民間放送にするかといふことは、これは別個のものでありま

す。私はただ法律の條件を民間放送の申請と、公共企業体である日本放送協会の申請とを審査する上のコンディションを等しくしようという意味で、私は提案されたやに理解しておる。(二)

ては、その経営の基礎をどこに置くかというところにいたしまして、或る場合には受信料で行くという考え方もできし、或いは受信料でやらずに、或いはほかの財源でやるのだ。言い換えますならば、政府の補助金、これは考えられるかどうかかわかりませんが、そういうことも一応頭にはおき得るという幅を持つてゐるものと解釈するのであります。この改正によりまして、少くとも第一義的には受信料で行くのだというのを頭において審査をするということになる。その違いだけであるということをお願いするのであります。

○水橋 藤作君　そういたしますと、先ほどのお話のうちにいろいろありましたが、この受信料と電波料を取るといふことを国会が認めたときも、或いはこれを否決して認めなくとも、電波監理委員会はそれに拘束されないという原則にお立ちになったというふうな我々解釈できるのですが、それでよろしいでしょうか。

○政府委員(網島毅君)　日本放送協会にテレビジョンをやらせるかやらせないかという問題に對しましては、全く只今お話のように、電波監理委員会は拘束を受けないというふうに了解して頂いていいと思います。

○山田 勇男君　もう一つ確認しておきたいのですが、この法案が国会を通過した場合に、この法案の趣旨に合うように、一応日本放送協会と民間放送会社の申請は平等な条件で審査し得られるということになるわけですが、もう今日はテレビジョンの標準方式もとにかく決定する段階に入つてゐる。それから放送局の根本基準規則も、これ

も過日聴聞会が開かれて、これも決定するやに私は伺つてゐる。そういうことになれば、経営形態の問題がこれは又忽ち当面の問題になつて来る。殊に衆議院からこういう法案を出したというところも、もはやこの実現は時日の問題として段階に入つてゐるという見通しで出されてゐるのです。法案の趣旨から言つても、これは経営形態を一体どうするのだ、これは何遍も申しましたが、これは日本の社会、文化或いは経済に極めて重要な問題です。この法案が通れば、忽ち審査を受理した申請者の審査を始める。始めるについては、今網島委員長は、若しNHKを許すことになれば、この法案が出てなくても、自分らのほうで今の聴視料を取つてやるか、或いは聴視料を取らないで国家の補助金を得てやるか、それによつて法律を改正すると、こうおつしやつてゐるのですが、この法案が通れば、なか／＼重要な問題は、経営形態を今後どうするか、これはもう私は緊急の問題になつて来ると思ふ。電波監理委員会としては、この法案が通れば直ちに従来受理されてゐる四つのテレビジョン放送に関する審査を始められるのかどうか。それから同時に、殊にそれに附随して来る経営形態という根本問題を、直ちににおきめになる意思があるのかどうか、これを一つ確めておきたい。

○政府委員(網島毅君)　只今お話のように、電波監理委員会といたしまして、今まで教次に宜りまして行ひました聴聞その他の結果に基づきまして、一両日中に六メガ、七メガサイクルの問題、或いはその他根本基準の問題、そういう問題につきまして決定を行いま

して発表するつもりであります。それが発表されました際におきましては、それに則りまして、従来の申請書で若干不備な点を補充して頂きまして、その補充が数日中に出ると思ひます。その補充が正式に申請の審査に入るわけでありまして、勿論この申請の審査と申します。将来日本のテレビジョンのあり方という問題につきましては、従来委員会として寄り／＼協議し、又討議もしておるのであります。何分にも今までは申請の手続その他もはつきりきまつておりませんし、今度初めてそれが完備されるわけでありまして、正式に審査に取りかかるという段階になるわけでありまして、その場合には、ただ単に個々の申請の審査ばかりじやなしに、日本のテレビジョンの経営形態と申しますか、あり方という問題につきましても、電波監理委員会としては並行的に十分慎重に審議を進めて行きたいと思つておる次第であります。

○稲垣 平太郎君　私は非常にくだいようですが、さつき小笠原さんの御質問に對して網島委員長がお答えになつたこと、言い換えればこの改正案は、日本放送協会と民間の会社とを系統上同じレベルに置くのだ、こういうまあ我々は解釈しておるわけなんですが、ところが、この法案というものは、先ず標準という字句をつたために、料金徴収を第一義的に考へるのだ、こういう御答弁であつたと思ふのですが、提案者に私は何ののですか、提案者に今一遍この点を確かめておきたいのですが、今網島委員長のお答えになつたと同じ意味合いで提案者はお考えに

なつておるかどうか、この点をちよつと伺ひたい。

○衆議院議員(井手光治君)　お答えいたします。先般来申上げますように、日本放送協会が今テレビジョンの申請を、免許申請を出してゐるが、逆に考えますと、一体その財政的な基礎と考へますと、どこに裏付けを求めているのか、ないではないか。こういう審査上の恐らく疑問が生じて来ると思ふ。これは議論でなしに第一義的に三十二條が明示しておりますところの財政的基礎というところは、これは免許なり或いは申請の審査なりで重要な要件で、これは政治常識的にも行政の取扱ひ上の面からも当然起る疑問であるところ考へます。そこで現在はその面から言つと一般のラジオ方式しか財政的基礎というものが裏付けておらないのです。それでテレビにおいてもやはり同じ立場において一つの財政的基礎を裏付けをしておいて、その基本的な條件を整えるという考えを私は一歩も出ておらない。そこでなおお尋ねのように、このことはひいては小笠原先生からもお話がありましたように、この財政的基礎の裏付けという面を一歩進めるといふと、單純に聴視料を取り得るといふことだけ以て、その内容としておる條件を整えるのじやないかという疑問が又生じて来ることも御尤だと思ふのであります。併し私はその点はそのうち考へておらない、一応取り得る途は法律上開かれておるのであります。取り得る道は開かれて、例えば鐵道公社において運賃を取り得る途を開かれておる、専売公社においては同じように煙草の販売収入というものがあつて、電通公社において電話料金という

のを取り得る途を考へておる。併しこれはその企業を開いたしつたために、それのみではいけない。法律上途は開いておりますが、一般的に財政資金或いは企業形態の内容、資金計画、そういうものを一連に考慮いたしますというところ、それだけでは足りない、途は開かれておるけれども足りないが、一般の国家財政からこれを注入する、一般財源の援助を求めるといふやうな途も又開かれておる。そういうことで單にこれをきめたからといつて、これだけが全体を支配する考え方であつてはならぬと私は考へております。先ほどから経営形態のお話も出ておりますが、大体これはどうするか、先ずニユアンスの問題から入つて行かなければならぬ。日本の國民經濟の實力の問題、或いは工業能力の問題、生産能力の問題、いろいろ経済社会各部門に立つて全般的な考慮の下に考へられなければならぬ。一歩を進めまして仮にNHKに免許が下りる段階になりまして、これは国会が、開かれてゐる途の範圍においてきめるところの料金の徴収、資金計画、予算計画、事業計画等を国会独自の立場において、電波監理委員会の意見を聴取しながら決定することによつて、初めて生れて来ることでありますから、事態が全体を支配する考へ方といふことには私は私どもは考へておらないのであります。併しお尋ねのように取り得る途を開いて、それに基づき申請上げておきたい。その程度しか私は今のところは考へられないのであります。御了承願ひます。

○小笠原 三三男君　率直な御答弁を頂いて大変結構だと思ふのですが、そう

第十四部　電氣通信委員会會議録第三十六号　昭和二十七年六月十日【參議院】

いう御答弁でありますと、先ず他に資
金計画に上附加すべき可能性もあるに
はあるけれども、ただはつきりきまる
ことはやはり聴視料を以て基礎的な財
源に当てるといふことを今において
承認しておるといふ結果になると思
う。この問題は具体的に手続上は経営
形態がどうなるか、そういう問題の大
体白紙の立場で、各党の自由な政策上
の立場から論議さるべきものが、一部
分の聴視料の件については、これはも
うその聴視料の金額の大小はあつて
も、そういう巾はあつても、論議の場
合には動かない。こういう問題がこの
法を今通すことによつて、我々の責任
としてはね返つて来るものがそもそ
問題なんです。私たちとしては、それ
でもう少し提案者のほうにおいてもこ
れ以上余りむずかしくこねくり廻した
くないので、そのときはそのときで一
切のものが自由に国会において考えら
れるのだ。この問題は審査手続上の書
類その他の整備に当てるにとどめるも
のなんだというふうにでもやつて頂け
ば、一番文句のないところで、受ける
電波監理委員会があとはどう出ようと
も、私は大変するまい考えのようです
が、電波監理委員会にお委せるよりし
ようがない。そうでなく今の提案者の
意図であれば、今から事前にもう委
任状を渡したというふうな形になるこ
とで、これはもう一度私たちは将来の
基本的な経営の規模なり何なり、政策
の問題として根本的に考えなければイ
エス、ノーの意思表示はこれについて
できないわけです。

○衆議院議員(井手光治君) 只今申上
げますように、法律上基礎的な條件と
して、審査の対象になるべき基礎的な

條件として、この改正案が通りますれば基礎的條件が整う。これはしば／＼申上げますように、財政的基礎の裏付けが整つておらなければならんという法律のきめ方において整えられるわけです。一步一步みますと、先般来、只今も御議論がありますように、そのこと自体は料金が取れるという基礎的な條件を整えて、審査の内容を整えたと同じような意味においてやはりこれは実現の段階において、これを取り得るという途が開かれたんじゃないか、こういう私はお考えだろろうと思う。私はそうも言い得ると思います。これはそういうじゃないと言つて否定したところで、法律は取り得る途だけは開いてあるということは言い得ると思う。取るか取らないかは先ほどから申し上げますようにいろいろな考え方もあると思います。国会独自の見解もありましょうし、或いは電波監理委員会独自の考え方もありますし、その免許を受けた財政的規模の考え方もありますよう。でありますから、それは大体どう変化するかわかりませんが一応法律がそうきめてあれば、免許の申請の内容容として条件を整えたということとは、ひいては実現の段階においても取り得る途だけは開かれておるのだということです。または、私は解釈して間違いないと思ふ。そのことがいいか悪いか、そのことが実質的にどういう影響力を持つかということまでは私は今日議論の段階ではないと思ひます。法律の取り得るといふ途だけは開いてやる、そのこと自体はひいては免許の申請を審査する基礎的條件だ、こういうふうに私もものは解釈しておる。これは当然そこままで解釈しても差支えないのじやないか

と私は思つております。併しそれから先はどうするかということは私どもの任意の見解においてはでき得ないことだと思ひます。

○小笠原二三男君　やはり提案者の言う率直な意見は、法律解釈としては、何らの條件がない場合には正しいと思ふ。私はその正しい限りにおいては電波監理委員会もこの基礎的な要件については拘束されると思ひます。審査の場合に自由な発意を加えることはできないと思ふ。又加えるにしてもそれは或る制限の中に加えられるだけのことだと思ふ。こういうことであつては眞摯な氣持でこの法を成り立たせるために、各種勘案しておることがちよつと検討が。ポイントが合はん点が出て来ると思ふ。この点はもう私きりとしては質問をしなくても事態は明快になつたと思ひます。何となく名案がありました。將來において大きく国会の審議が拘束され、或いは政党の立場が規正せられることのないような方途を以てこれを処理したいという念願は、今においても私立ち切れることはできません。

○山田節男君　最後に私お伺ひしておきますが、衆議院で提案者がこの法案を出されたときには、すでに電波監理委員会というものが、御承知のように郵政省の設置法の一部改正によつて、電波監理委員会というものは、この法案が通過すれば、電波監理委員会という地位が變つて来る。この改正案によるりますと、電波監理審議会というものになる。で郵政大臣の諮問機関、但しこゝういふ電波行政の重要な事項に関しては電波監理審議会の決定によつて、その決定によつて郵政大臣はこれを決するといふような條文になつてゐる

と私は記憶しております。そうしますと従来の電波監理委員会、特殊な合議制の行政委員会が、今度は七月一日からは單なる郵政大臣の諮問機關に過ぎなくなつて来る。そうするとこの法案の改正というものの實際の適用部分がよほど變つて来るのじやないか。先ほど米小笠原委員の心配しておられる点もそこにあるのじやないか、根本的には……。ですから提案者としてはこの電波監理審議會というものが今度新しく設置されて、それが処理する上においてこの法案の趣旨のごと同じコンデিশョンで公平に、党利党略によらないで公平に決定されるという御自信があつて、こういう法案を出しになつたのか。或いはそういうことを全然予想しないで従来の電波監理委員会としてこれは公平にやり得るという自信を持つておやりになつてゐるか。この点を明らかにしておいて頂きたい。

○衆議院議員(井手光治君) これはしばしば申上げますように、只今の御質問の範圍も、率直に改正案の法案の提案理由の説明にしております通り、只今の段階における審査の対象として基礎的條件を整えて来ることが電波監理委員会の審査申請の内容を各方面とも平等な立場において審査せしめ得るという考え方をしておらないのであります。その点は重ねて申上げたいと思ひます。

○山田節男君 そうしますと衆議院でこれは結論が出ているかどうか知りませんが、少くとも提案者の大多数を占めていらつしやる自由党としては電波監理委員会というものはやはり郵政省の設置法の改正によつて電波監理審議

ことは別個に考へてゐるわけですか。そういう御意見かどうか、この点を確めておきたいと思ひます。

○衆議院議員(井手光治君) 電波監理委員會のきめ方につきましては、これは只今お話のような郵政大臣の諮問機関という事になつておりまして、現実の行政的な権限は郵政大臣に一任されてゐるようでございます。ただ、郵政大臣が諸般の行政権を發動いたしまして、それに異議若しくは不服等の申立があつた場合には、電波監理審議會がこれを調査いたしましたして、若し電波監理審議會の意思決定が郵政大臣の行政的な措置と違つてゐるという場合は、これは電波監理審議會の考え方通りに修正せしめることができるというふうな立場にきめられてゐるようでございませう。そこで電波監理審議會自体がどういふものの行政的な権限を一緒に掌握しているという考え方には立つておられないように、まだ私研究不足の点があるかも知れませんが、そういうふうな私どもはあれを解釈しております。そこで問題は諮問機関でございますから、行政手続上の問題としまして、一応意見等を聞いて調節されることでもあるでありましょうから、電波監理審議會自体がこの決定権を持つてゐるというふうには解釈しております。それはやはり郵政大臣の権限の範疇に入つてしまふと思つております。

○山田節男君 ということは要するに、今の郵政大臣が最後の決定権を持つて、現在の電波監理委員會ならば独立な地位においてやり得るが、電波監理審議會という郵政大臣の諮問機関になつて、今のこの法が、御提案になつて

ておる法の趣旨が、私はどつちかにこれらもう党利党略とは申しませんけれども、非常に大臣の主観的、そのときの政治的な勢力のバランスによつて決せられはしないか。そしてその結果が国民の経済なり或いは社会、文化等の上において非常に偏見の結果になりはしないかという不安を持つておる。現在の電波監理委員会であれば、ここに少くとも公平な立場に立つ、権威のある機関になるのですが、その点が私はこの法案、折角御好意を以て作られておる法案がもう半月すれば電波監理委員会が或いはなくなるかも知れないという現在において、この法を審査する上において多分に我々としては不安を持つておる。そういったしますと衆議院で御提案になつたときには勿論この郵政大臣の諮問機関たる電波監理審議会が将来できるかも知れない、そのことをも予想してこの法案を出しになつたとかように了解してよろしうございますか。

○衆議院議員(井手光治君) これは実はその電波監理審議会がございまして、その権限に移るから万一の場合は、そこで行政的な措置、適当な方法がとれるだらうというところは実は考へておらなかつたのであります。只今電波監理委員会がとにかく儼然として存在してございまして、そこで只今申請も許されてございまして、審理の過程にもあるやうでございまして、又メガの問題等も結論が出なければならぬというやうな状況下にあります。私どもの考へといひましては、できますれば折角電波監理委員会が最善の努力を以て恐らく審査の終了に至るのではないかという見方もありまして、それに

つきましては現段階においては十分整え得る條件を国会としては整えておいたほうがいいのじやないか、こういう考へ方には実は出ておるのであります。お話のように私も心配の点はあるのであります。若しこれが万一の場合に電波監理委員会において審議未了になつたという場合においては、これは御承知のように、その措置について十分公正な措置がとり得るようには、これは国会側としても一考を要するのではないか、こういう考へ方は確かにあるのであります。

○山田節男君 電波監理委員長にちよつとお聞きいたしますが、巷間いろいろな流説としてこの法案が通れば、通らなくても電波監理委員会としてならばもう余命幾ばくもない、二十日しかない。これは食い逃げ的にばあときめてしまふのではないかと不安が多分にあるわけですね。電波監理委員長としてはそういう巷間の流説はこれは單なる杞憂に過ぎない、かように解してよろしうございしますか。

○政府委員(網島毅君) 全くその通りお考えなさつて間違いないと私は考へております。先にも申し上げましたように、電波監理委員はテレビジョンの問題につきましては委員会がなくなるからといつて、特に審議を早めたり、遅くしたりというやうな作爲的なことはやらないつもりでございします。自分たちのできる最大限の義務を果して行きたいと思つております。

○委員長(鈴木恭一君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後零時三十分速記中止

午後零時三十分速記開始

○委員長(鈴木恭一君) 速記を始めて下さい。別に御質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木恭一君) 質疑は終了したものと認めます。

○稲垣平太郎君 私は本件のこれまでいろいろの審議の状況に鑑みまして、又質疑応答の面から考へまして、当委員会が次のことを申合せまして確認しておくことを提案しておきたいと思ふのであります。それは、私読上げます。

放送法の一部を改正する法律案についての電氣通信委員會申合せ。

一、本改正はテレビジョン放送の免許の決定の方針に示唆を与えるものでないこと。

二、従つて日本放送協会のテレビジョン放送実施のための收支予算、事業計画及び資金計画の審査はテレビジョン放送実施に関する行政方針の決定をまつてこれを行うものとする。

三、右の行政方針の決定に際し、行政府が現行法の解釈のほか、新たな構想によることを防げるものでないこと。

これらの申合せをいたしたいと思ふのであります。委員長は各委員にお諮りを願ひますと同時に、この点についての提案者並びに電波監理委員長の意見をも聞かして頂きたい。

○委員長(鈴木恭一君) 只今の稲垣委員の提案を當委員會の申合せとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲垣平太郎君 もう一遍それをお読み上げを願つて、それに対し提案者並びに電波監理委員會の御意見をはつきりいたしておきたいと思ひます。

○委員長(鈴木恭一君) 只今私から稲垣委員の御提案、私どもの申合せを讀み上げます。

一、本改正はテレビジョン放送の免許の決定の方針に示唆を与えるものでないこと。

二、従つて日本放送協会のテレビジョン放送実施のための收支予算、事業計画、及び資金計画の審査はテレビジョン放送実施に関する行政方針の決定をまつてこれを行うものとする。

三、右の行政方針の決定に際し、行政府が現行法の解釈のほか新たな構想によることを防げるものでないこと。

これにつきまして提案者の御意見をお伺ひいたします。

○衆議院議員(井手光治君) お申し合せ事項、十分に尊重いたします。了承いたしました。

○政府委員(網島毅君) 只今の申合せの御趣旨は今日までの質疑その他によつて私どもにも大体了解されておりますが、只今非常にはつきりして頂きましたので、私も非常に有難くお礼申上げたいと思ひます。私もこの方針に基づきまして本改正案国会通過の際におきましては、私も行政措置に對しまして、万漏れないやうに最善の努力をしたいと思ひます。

○委員長(鈴木恭一君) これより本法律案の討論を行います。

別に、討論もなければ、これより採決に入ること御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないと認めます。

衆議院提出の放送法の一部を改正する法律案を問題といたします。本法律案に賛成のかたの挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木恭一君) 全会一致と認めます。本法律案は全会一致を以て原案通り可決せられました。

本法律案に賛成のかたの署名を願ひます。

多数意見者署名

山田 節男 大島 定吉
新谷 寅三郎 小笠原 三男
稲垣 平太郎 水橋 藤作

○委員長(鈴木恭一君) なお、本法律案に関する本會議における委員長報告は、慣例により委員長に御一任を願ひます。

午前の委員會はこれを以て終了いたします。午後は一時半から開きます。

午後零時四十二分休憩

午後三時三十分開會

○委員長(鈴木恭一君) 午前中に引続きまして委員會を再開いたします。

日本電信電話公社法案、日本電信電話公社施行法案を議題といたします。

本法案は先に衆議院において修正をみて参議院に回付されたのでございまして、この際衆議院の修正に對して、説明に議員のかたが参られておりますので御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(井手光治君) 日本電信電話公社法案、日本電信電話公社施行法案につきまして修正の理由を御説明申上げます。日本電信電話公社法案に對する衆議院の修正は十八項目に亘つておりますが、その多くは公社の財

務及び会計に關し、原案においては郵政、大蔵兩大臣が監督権限を持つことになつておるのを改めまして、郵政大臣の権限に一元化し、必要な事項については、郵政大臣が大蔵大臣と協議してこれを行うこととした修正であります。

政府の公社に対する財務会計監督の基準をなすものは、申すまでもなく予算監督であります。由來日本電信電話の予算は主として建設資金の一部を財政資金に仰ぐ面においてのみ国家財政と関連を有するに過ぎないのであるから、大蔵大臣が公社予算に対して国の予算におけると同様全面的な調整の権限を持つことは妥當を欠くばかりでなく、公社が予算に關し郵政、大蔵兩大臣の二重監督を受けることは、その企業活動を制約して、公社に自主性と機動性を与えようとする本法律案本來の目的とも背馳する結果を來たす虞れがあります。よつて原案第四十一條第二項及び第三項に修正を加えまして、公社予算に対する政府の監督権を、事業監督に關する主務大臣たる郵政大臣に統一し、財政資金との関連面は、郵政、大蔵兩大臣の協議に待つこととして、これに伴つて第四項中「国の予算とともに」の字句を削除すると共に、予算の作成及び提出の手續に關する第六項を削除いたしておるのであります。

以上の修正に關連をいたしまして、第五十九條を修正して決算書類の修正に關しても郵政大臣の所掌に改めると共に、報告書の形式及び内容は省令で定めることとし、第六十條第二項中「国の歳入歳出の決算とともに」の字句を削りまして、第七十四條公社予

算の実施に關し大蔵大臣が報告を聴取し、監査を行うことができる旨の規定を削除いたしました。第七十五條の郵政大臣と大蔵大臣との協議事項を整備いたしました。予算の流用、繰越及び財務諸表の承認並びに會計規定の基本事項の認可については大蔵大臣との協議を要しないこととしたのであります。又第五十四條第三項予算の繰越の通知、第五十六條收入、支出等の報告、第七十一條第四項會計規程の通知は、いずれも郵政大臣及び會計検査院に對してなすのみを以て足りることに改め、これらの修正によりまして公社の財務會計全般を通じて政府監督権限の一元化を図つたのであります。

その他におきましては、公社の経営委員會の重要性に鑑みまして第十一條第一項を修正して委員の数を増加いたしましたこと、これに伴つて第十七條第一項の必要出席委員の数を増加したこと、理事の濫設を防止いたしますために、第十九條を修正して理事の数の最高限の制限を設けたこと、及び第二十五條を修正いたしました。役員、営利事業兼職を絶対に禁止したこと、国庫納付金の性格を明らかにいたしました。ために第六十一條第一項の修正を行いました。その他はおおむね條文の字句の整備をいたしたに過ぎないのであります。

次に、電信電話公社法施行法案に對する修正は、二項目ありますが、第一條第三項につきましては前申述べました公社法案の経営委員會の委員を増加した修正に伴つて必要な修正を行いました。また、経営委員會委員の任期終了期を国会開会の時期となるように調節したのであります。又第四十三條の修

正は、地方税法の一部を改正する法律案との調整上必要とする修正にとどまつております。

以上の通りでありますからよろしく一つ御審議をお願いしたいと存じます。

○委員長(鈴木義一君) 有難うございました。

次は次回に譲りまして、本日の審議はこの程度にしたいと思ひますが如何でございましょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木義一君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十一分散会